

平成28年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第13号）						
招集年月日	平成28年9月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年9月16日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成28年9月16日 午後2時54分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	5番 久保尚人 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第13号）

日程第 1	認定第 1号	平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 8号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第22号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10	認定第 9号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第10号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	報告第10号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第13	報告第11号	平成27年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
日程第14	報告第12号	平成27年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
日程第15	報告第13号	専決処分した工事請負契約についての決議を一部変更することの報告について
日程第16	報告第14号	専決処分した和解および損害賠償の額を定めることの報告について
日程第17	報告第15号	権利の放棄について
日程第18	発議第 7号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第 1	認定第 1号	平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 8号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第22号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第10	認定第 9号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第10号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	報告第10号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第13 報告第11号 平成27年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 日程第14 報告第12号 平成27年度有限会社 あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について
- 日程第15 報告第13号 専決処分した工事請負契約についての決議を一部変更することの報告について
- 日程第16 報告第14号 専決処分した和解および損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第17 報告第15号 権利の放棄について
- 日程第18 発議第7号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について

午前10時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 認定第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、認定第1号、平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 厚生常任会の所管の時の説明で、資料がまだ当日配付できませんでしたので、今、お手元に生活福祉課、高齢福祉課、決算審査報告補足説明資料ということでおあげしております。ございますですか。この中で3点、資料を付けさせていただいております。まずは1番で各温泉施設の収支実績報告ということで、13番議員のほうから資料請求がございましたので資料を配付しております。1ページから2ページまでがヘルシーランド、それから3ページから4ページまでが温華乃遥温泉、それからページ5が生活支援ハウス、ページ6が高山荘の社協からあがってきた収支計算書でございます。この中で当時委託契約をしたとき重油価格がありましたけれども、27年度内において重油価格が下がったということで、当年度の収支差額が出ております。これは今後、社協のほうも決算があがってきましたので協議をしまして、返還の方向で今考えているところでございます。それから2番目の乗合タクシーの実績報告ということで、11番議員から資料請求等がございましたので、7ページでございますけれども、まず7ページは各路線ごとの3カ年の推移を資料として表としてあげております。これを見ますと、この3カ年で27年度の実績を見ていただければはおわかりですけれども、乗客数が増加しております。これは交通弱者の方が多くなったのかなということは思っております。今後あさぎり町の公共交通会議協議がございましたけれども、その中で検討していきたいと思っております。まずこの協議会の中で、65歳以上のアンケートを取りまして、そういうのをもとに交通網の再構築を考えていきたいと思っております。8ページがこれは全体の乗合タクシーの運営補助金の平成20年度からの推移をあげておりますので、ご覧いただければと思っております。それから9ページですけれども、2番議員と3番議員のほうからお尋ねがあった件でございます。子供医療費についてのその時は通院とか入院とか申し上げておりましたけれども、このように3種類医療費それから歯科医療費それと調剤医療費の比較を就学前、小学校、中学校というところで分けて表に示しております。ちなみに平成26年度からが償還払いのようになっております。それが上から4つまでの表、下の方が平成26年度から子供医療を償還払いにするということで、色んな論議をされている中で、低所得者への対応と

ということで即日払いとか翌日払い、そういうのを実施してまいりました。実績がこのようになっております。それと医療費、即日払い、翌日払いの医療費、それと申請書を提出しやすいということで、木曜日に時間を延長しておりますけれども、そのときの窓口での受付件数とか人数とかそういうのを上げております。ただ閉庁時の土曜・日曜・祭日におきましては、申請がなかったということでこの表に資料に記入しているところでございます。以上3項目について説明終わりました。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 総務課分で若干追加ないし訂正をさせていただきます。まず合併記念公園の山平さんの貸付状況でございます。これ4番議員の方から御質問があった件でございますが、まず合併記念公園につきましては、現在平成30年3月31日までの契約期間ということで、現在も期間内の進行中でございます。旧上庁舎につきましては、本年6月30日で貸付契約は終了をいたしておるところでございます。それからもう1点でございますが、溝口議員からございました件でございますが、町有財産の無償貸し付けの内容についてでございます。私お答えで間違った数字を申しておりますので、この場で訂正をいたしまして、また改めて申し上げます。無償貸し付けの件数につきましては、合計20件でございます。私のメモ書きが間違っておりましたので20件だということで、御訂正をお願いしたいと思います。主な内容でございますが、各地区のリサイクルあるいはごみ収集所の設置の用地等々が10件ほどございます。あと石碑とか文化財関係での用地としまして3件ほどございます。あと、雨量計とか地震計等々そういった何て申しますか、機械設備の設置で3件、あるいは社会福祉法人等で2件、それから民間のほ場用地等々で2件、合わせて20件が無償ということで貸付を行っております。それからもう1点でございます。これ建設経済であったということでございますが、清願寺ダムの業務の中での業務委託に必要な船舶免許の取得のための経費についての御質問があったようでございますが、現在のそういった業務に必ず必要な資格あるいは免許等につきましては、こちらからの業務命令という形で全額町の負担の中でそういった資格の取得をさせております。これは業務命令でございますので、自己負担等は発生をいたしておりません。これはほかにも色々ございますが、例えばでございますが、ちょっと今失念しましたが、ほかにも数点そういった契約は免許取得の業務につきまして、全額町負担の業務命令で行っているケースはほかにもあるところでございます。失礼しました、社教主事でございます、先ほど言いたかったのは、各社教主事等につきましても、そういうことで資格の取得をさせておるところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 教育課分の2番議員からお尋ねがありました、平成27年度の図書購入の分類ということでお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。まず生涯学習全体で620冊を購入しておりますけれども、まず生涯学習センターのほうですが、普通に総記、哲学、歴史、社会科学、自然科学、技術工学、産業、芸術美術、言語、文学以上の10種の分類で分けておりますけれども、この中で一番多く購入しておりますのが文学の247冊。それから歴史、社会科学、技術工学という順で、歴史が40冊、社会科学が31冊、技術工学が30冊、以下それぞれ購入しているところです。パーセントにいたしますと文学が57%、以下歴史が9%、社会科学、技術工学が7%というふうな順番になっております。それからせきれい館のほうですけれども、こちらのほうは児童書と絵本2種類で答弁させていただきたいと思っております。児童書のほうが124冊、それから絵本のほうが66冊、計の190冊、トータルの620冊で購入をさせていただいております。また選書の方法なんです、来館者からのリクエスト本、それから教科書に載っている本、それから特集で扱いたい本、それとネット、新聞などの人気ランキング、それからあとは出版社からの紹介リスト等を参考に月に40～50冊を図書司書のほうで選書しているということでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは町民課所管分の追加答弁について、追加答弁をさせていただきます。まず8番、豊永議員のほうからの御質問でございました。ふるさと振興社のごみ袋のみの収支についてということでございますけれども、平成27年度のふるさと振興社、ごみ袋販売決算状況についてを。

○議員（8番 豊永 喜一君） 議長、ペーパーでもらっていますか。

◎議長（山口 和幸君） ペーパー用意してありますか？

●町民課長（宮原 恵美子さん） 申しわけございません。ちょっと用意はしておりませんので、準備をさせていただきます。いいでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。

○議員（8番 豊永 喜一君） ペーパーでもらゆつとですか。

◎議長（山口 和幸君） じゃあ後でペーパー出せますか。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい。

◎議長（山口 和幸君） 後でペーパー出します。

◎議長（山口 和幸君） 説明続けます、商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） その件につきましては、ふるさと振興社の決算報告の時点でお配りしたいと思っておりますので、よろしいですか。

◎議長（山口 和幸君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 決算時点て言えば。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長

●商工観光課長（北口 俊朗君） 要するに、ふるさと振興社の決算書の中に含まれてますので、そのときにお配りするというので。説明前までですか。本日の説明前にお配りしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 報告案件ですので、報告の時に説明をされることと、今回は一般会計の認定のところですので、そこは区別せんばいかんとですよ。町民課長がその資料を出せないならば商工観光課長がその部分だけ説明をして、豊永議員に答えましょうか。できますか、説明。報告はあくまで報告なんですよ。認定をするところだから、そこはちゃんと説明したがよかですよ。できますか。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） それでは、ごみ袋の販売についての決算状況を報告いたします。まず売り上げですけれども、27年度決算額が718万6,583円、期首棚卸181万3,320円、商品仕入れ額が374万7,947円、期末棚卸が94万5,259円、売上原価が461万6,008円です。売上総利益にしましては257万とび575円です。経費といたしまして人件費6万6,131円、管理費27万6,396円、経費合計が34万2,527円で、先ほどの総利益から差し引きますと222万8,048円となります。なおこの決算につきましては、期首期末の棚卸し額によって変動いたしますので、26年度の営業利益としましては149万1,607円ということで、26年度の期末棚卸分が多かったということで、27年度の期首棚卸しにそれがやってくるので、その付近で営業利益の変動があります。決算につきましては以上です。なお昨日も申し上げましたけれども、経費につきましては、ほかの営業販売項目との案分になりますので、何に幾ら使ったというのは非常に言いづらいところがありますので、そこは御了承いただきたいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） はい。補足説明が終わりました。町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） では、続きまして、町民課分で、11番小見田議員からの御質問で、生ご

み堆肥化事業に係ります委託料と、それから広域行政組合負担金との成果ということでございますが、まず、生ごみ回収量が平成26年度が17万5,267キログラム、平成27年度、23万4,082キログラムでございまして、5万8,815キログラム回収量が増加いたしております。それに伴いまして、委託料が平成26年度759万9,460円。27年度が987万1,599円で227万2,139円の増額となっております。それに対しまして、広域行政組合へのごみの搬入量でございまして、平成26年度が326万3,780キロうち可燃ごみが307万2,340キロでございまして、平成27年度が312万6,660キロで、うち可燃ごみが293万5,260キロでございまして、比較しまして13万7,080キログラムの可燃ごみの減少でございまして、負担金に対しましてごみ量のキロ単価でございまして、約40円ほどになりますので計算いたしますと548万3,200円となりまして、委託料との比較をいたしまして321万1,061円が減額になるということで、過年度につきましての効果はこの金額になるかと思っております。それから広域行政組合の負担金につきましては、赤池のごみ処理施設関係になります。均等割それから人口割それぞれ10%、それと利用実績割が80%、これにつきましては前年の1月から12月までの利用実績ということでありますので、負担金も平成26年度、1億3,928万4,000円、27年度が1億1,657万5,000円で差額も2億2,070万9,000円の減額にはなっておりますけれども、この負担金の減の理由がクリーンプラザの大規模改修が終了したことにより、補修修繕料の減が1億950万9,000円ほどございまして、そういったことで負担金につきましても、ごみだけに限らず、そういった施設の改修等も含まれてきますので負担金の減のうちの内訳も大きく変わってくる部分もあります。それから同じく小見田議員からの御質問で、有機センターの堆肥化事業収支報告についてということでございました。お手元に27年度のあさぎり町有機センター指定管理者管理運営実績報告書というのをお配りいたしております。開けていただきまして、27年度の収支決算書が掲載されております。内容につきましては、収入の部が売り上げが肥料販売、それから生ごみ処理料と生ごみ収集料で2,640万4,345円でございます。これは生ごみの収集量が23万4,082キログラムでございまして、家庭系が14行政区、15万6,400.48キログラム、それから事業系17事業所でございまして7万7,682.28キログラムの分でございまして、それから支出のほうの人員費と施設管理費その他管理費と合計いたしまして、2,811万92円ということで、差し引きの170万5,747円の不足ということで報告をいただいております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに、建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 昨日の溝口議員からの御質問で1点だけ答弁ができておりませんでした部分を報告いたします。シイタケ生産組合の生産実績関係でございます。これにつきましては、毎年特用林産物の生産統計ということで報告するようなものがございまして、その中で報告しております分、これは把握できる分ということでの前提でございますけれども、平成27年度で生シイタケの出荷量が0.52トンということで、前年度の生産量に比べて約倍の生産量が統計として生産されているようでございます。ついで、前年対比の倍に生産量が残っているということでございます。それと生産組合に対する支援策の強化ということも併せてお尋ねあつておりましたので、昨日菌床栽培につきましては、一部お答えいたしましたけれども、そのほかに特用林産物の施設化推進事業ということで、単県事業でございますけれども生産組織が事業主体として、それに補助する制度等も用意されておるようでございます。これには市町村も上乗せして他の購入は現在も行っておりますけれども、その他施設等の整備について補助できる制度も用意してあるようでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。9番、永井英治議員。何か、

○議員（9番 永井 英治君） いいですか、他のことで。

◎議長（山口 和幸君） 資料がもれてる。総務課分ですか。資料が漏れてるということですか。暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

◎議長（山口 和幸君） 会議を再開いたします。総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 大変失礼をいたしました。ただいまお配りしております資料で、右のほうから5行目でございますか、使用目的という部分があるかと思いますが、その中にこの例でいきますと1番上が資材置き場となっておりますと思いますが、その中で番号の4、は通所介護事業所敷地となっておりますが、こういった形でこの使用目的に建物がそれぞれ書いてある部分、その下の倉庫とか住居とかあるかと思いますが、二つ飛んでリサイクル置き場、こういう形でこういったものが建物が建っていると申しますか、というところの土地の貸付でございます。これを今数えますと28だったというふうに私が今数えたところ、ということとで数的にはそういうことで御報告をしたいと思っております。中身につきましてはこの表の使用目的それぞれご覧いただければと思っております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに補足説明ありますか、副町長。

●副町長（小松 英一君） 今のに追加で。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 失礼しました。それぞれこれは土地の貸付でございまして、地上に建物が建っているケースが今の例なんでございますが、これら全て通常の貸付でございまして、色々ありました、定期借地権とかそういった形での貸し付けはしておるところではございません。普通と申しますか、そういうことでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに補足説明ありませんか。補足説明がないようですので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。9番、永井英治議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。1点、たばこ税について質問いたします。当初予算額から収入済額、大幅な増額になっておるようですけども、こういったところの要因といいますか、税務課長に分析とかはされておられませんかね、お尋ねをいたします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 今の御質問ですけれども、たばこ増税になってるということで言われたんですけど、26年度からすると、若干減になってるんですよ、収納額は。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長、予算額に対して収入額が多いから、それは予算編成上の話でしょ、全額予算組まんけんが。そこば答えてやんなれば、分かりやすく、税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） すいません、予算額に対して収入額が多いということですけど、当初の見込み額がちょっと間違っていたということで、すいません。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） そういった答えも結構でございます。この町税の中に市町村たばこ税の割合というのが、町税の総額の中で約7.5%ぐらい占めております。そしてうちの本庁舎の前に、たばこは町内で買ひましよう、日本有数のたばこの産地あさぎり町という、大きな看板を掲げていただいております。これはたばこ事業者、そしてまた生産者にとって非常に私はありがたいことだと感じております。そこでお尋ねをいたしますが、健康増進法というのがありまして、その中には特定健診、メタボリックシンドローム

を防ぐとか、特定健診に行ってくださいよとか、そういったこともありますけども、その中に受動喫煙の防止というところの1節があります。第25条ということでございますけども。それはあくまでも受動喫煙の防止ということで、強制力はないっていうような法でございますですが、受動喫煙の防止という大きな健康増進法の中にうたってあるにもかかわらず、言えば、うちの1番中心の建物であります、本庁舎には分煙そういったことがやってないということが、非常に私なんて言うか私からしたら目立つといいですか、残念に思っているところでございますが、そういったところ、こういったところで、分煙たばこを吸う人吸わない人、完全に区切る、分煙とかいうことに対して、町長いかにお考えかお尋ねをいたしますけども。

◎議長（山口 和幸君） 健康増進のためということ、そして庁舎管理でしょう。庁舎管理する方が答えんばいけんちやなかかな。庁舎管理分を、総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の御質問で庁舎管理あるいは公共施設の管理という面からでよろしかったですかね。であれば、現在あさぎり町の考え方は分煙を徹底するという表現でよろしいですかね、ということで喫煙ルームそう言っているのか、西側の方に密閉した空間を設定しまして、そこでの喫煙あるいは現実的に2階の会議等の場合は、2階の屋上と申しますか、屋外でしていただいているのが現状でございます。ということでの室内での分煙はもう公共施設は原則も徹底をするということで、それはやらせていただいております。その趣旨、今議員がおっしゃったような内容で、そういう体制をとらせていただいております。以前は室内で、庁舎内で排気を徹底することによってしてしましたが、それでは分煙が徹底しないということで、現在はそういうことで体制をとらせていただいております。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私もちよっと回りくどく言いましたけども、本庁舎というのが1番公共施設の中の1番の真ん中だということで、結局分煙というような考え方の見本になってほしいというようなことを思ひまして、こういうお尋ねをしてるおるんですけども、これは厚生労働省から受動喫煙防止対策助成金制度というのもあるんですよ。これは民間の業者にのみです。当たり前ですけども。そういったところもあるような今の時代でございますから、全て喫煙者がもう健康に悪いから、これはだめだよっていうような考えではなくて、吸う人と吸わない人、吸う人の権利もそれはあるんだよという前提に立って、私は分煙をするのが本当だろうと思います。そしてまたこのあさぎり町というところが、日本でも本当に有数のたばこの産地でもあるし、こういった市町村たばこ税でも、少なからずと言いますか、私は多いと思いますけども、町税の中に非常に大きなウェートを占めているというような町の中であっては本当にJTにも言えば、日本たばこ産業株式会社にも分煙コンサルタントという人たちがおりまして、非常にそういったところの助成制度、本庁舎に対しては助成金はありませんが、そういったアドバイスをするような人たちも専門家もおりますから、そういったこともアドバイスと言いますか、いい提案、いいアイデアを出していただきまして、とにかくたばこを吸う人がいつも全く見えないところで隠れて吸えとか、そういったことをじゃないようなことの見本を私は本庁舎でやってほしいなと思っている1人でございます。だから、町長のお考えをと私は言ったんですけど、町長いかがですか。

○議員（9番 永井 英治君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 指摘のとおり、葉たばこ生産では、本当に有数の生産の町ということであります。この話はたばこの生産者の会合に行った時、直接話は聞いてまして、私今その後庁舎ずっと回って、正直言っているところないかということで、私なりに探してまわりました。残念ながら、ここはっていう場所が、なかなか見出せなかったということであります。いずれにしても職員も昼休み時間とか喫煙しているわけですけど、あまり役場のあちこちで、外に出たりしてやってる風景も、あんまり見ててどうかかなと思って見ることもありますので、今提案ありましたように、県のたばこJTの支所って言いますか、そういったところ

で、そういうふうな提案する場所があるって聞きましたので、一ぺんどういう形で、設置が可能かどうか含めて検討してみたいと思います。私も現状でいいかなということはちょっと疑問を持って見てますので、こういう機会に少し触れてみたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。5番、久保尚人議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番久保です。18ページの項2目2節1物品売払収入についてお尋ねいたします。以前に中学校の統合の時に、備品等をまずは町民の皆さんに使える物は買っていただくということで、まず町民の皆さんに買っていただきました。その後業者に売却という残った分を売却というような手続になったんだろと思うんですけども、今回旧東庁舎の備品、これが一括で業者にまず処分されてしまったということのようなんですけれども、これが前回のような町民の皆さんに必要なものをお聞きして、それを手に入れていただいた後に、残りの部分を業者に売却するという手続がなぜとれなかったのかなあというところ、特にこの東庁舎に関しては残念ながら町を2分するような話がありましたんで、その辺でも特にそういう事業を早く進めるために一括して売却したのではないかというようなことを、おっしゃる町民の皆さんもいらっしゃいます。ここのところをきちんと説明していただけないかなと思っておりますのでお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の御質問でございますが、御承知のとおり東庁舎の後、何て言うんですかね、備品等々につきましては、役場行政庁舎として使ってた部分でございますので、机イスあるいはキャビネット等々でございます。そういった部分で、その大多数は本庁舎の改修後に当然職員もしてきてますので机イス等は使っているわけでございます。そしてその残った分と申しますか、その大部分はほとんど事務用品としては使えない、ただごく一部その使える部分もあったのは事実でございますが、トータル的にその付近を入札、例えば今おっしゃいますような、住民の方々へ向けての、そういったことをするまでの要するに価値があるかないか、その付近の判断、我々も一応考えました。そして結果としましては、もう大部分は町のほうでそのままの流用と申しますか、それはまた別の場所で活用させていただいておりますので、ほかは俗にいう産業廃棄物的なものが大多数、ごく一部価値のものがありました。ということでトータル的にはもう業者さんに一括で見積もっていただいて、その分は収入であげさせていただく、その差し引きであと処分費も当然大部分が産廃になりましたので、ということで、今回のケースは扱わせていただいたところでございます。今御指摘の部分は私どもとしまして、慎重に検討した結果、今回のような方法をとらせていただいたものでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） この件は町民の皆さんが特にこの件に関しては、旧庁舎の売却についてはびりびりした時期でしたんで、もうちょっと配慮をして頂けなかったかなと今思うところです。これも配慮の仕方がどうかって私も具体的にはここで言えませんが、とりあえず色んな憶測が出てきますから、こういう時期が時期だけに、今後もこういう件があった場合は、より慎重に対応していただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今議員がおっしゃってる部分は、当然のことながら私も考えさせていただきました。繰り返しますけれどもそのトータルとしまして、そういう町民の方の目が当然このケースはあるということも当然考えておりますので、トータル的業務的にそれだけの価値があるか、結局、さっき言いましたように、もう大部分が産廃なんですよ。ご覧になってるかと思いますが、それを確認した上での今回の処置ということで、おっしゃる意味は、十分繰り返しでございますが、考えた上での対応ということで御理

解をいただければと思います。ただ今後そういうケースもあるんだよということで、またおっしゃってますので、当然そういうケースがまた出てきた場合は、そのケースごとにまた当然考えるべきかと思いますが、今回のケースはそういうことで一応私どもとしては、繰り返しになりますけれども、その付近も配慮した上での今回の処置で行ったほうが良いと、トータルで、その手間暇、経費、住民に対する周知等々含めまして、そういうことを判断をいたしました。その中で扱いをさせていただいたということでございます。今後は十分その付近は配慮したいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ございませんか。11番、小見田和行議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。さっきいただきました資料をもう少し説明、質問してよろしいでしょうか。生活福祉課と有機センターの件、追加説明がありました中から、ちょっとお尋ねしたいことが温泉施設において、今年の場合は燃料等が安かったということで利益が上がって、その利益に関しては社協と話し合って、返還もってというふう話があっておりました。利用料金制度を採用している以上、企業もその原油が下がった故かもしれませんが、企業努力をされてその利益が上がったのであれば、全額をまたこちらに回収するというのはいかなるものかと思って、だからそのそこにはやる気があって次年度に向けて経営努力をまだしていただくためにも、その全額返還なのか、それのところはどういうお考えなのか1点でございます。それから有機センターの指定管理委託の収支決算書を見ました時に、不足分は本体からと1番下にメモ書きがございますけど、これはどこからなのか、この会社がこの不足に対しては、補うということなのか、それからこの中にあります減価償却費が190万3,000ほどありますけど、確かこの機器は所有は町で、そしてその維持管理に関しましても修理等も確か支出していたようでございましたけど、減価償却となる資産は何がこの今現存検討しているのか。これが経費で上がってますけど、それのことでございます。3点目は、これは決算書の34ページの防犯灯設置の助成金でございますけど、その説明を受けたときに要望がほぼ達成されたという言葉が担当の方からありました。そこで果たしてそうなのか、我々が現場を見ます時に、要望書を上げているって思える、初めの合併当初から上げてたところは、まだ全然未整備なのに達成したというふうな表現がございましたけど、その辺の把握はなされているのか。そういうところをお願いした時には、まず道路歩道をつけてから歩道のついた方に街灯をつけるということを伺ったのが15年前でございましたけど、残念ながら歩道もないしできてませんし、高校生が主ですかね、真っ暗な中を帰ってるのをよく見ます。そこに遠めにでも街灯設置するのはもう合併以前からの要望だったというんですけど、そういうのが要望が達成されたって言葉自体が、ちょっとどの辺を見てそういうことを言われたのか。以上4点なります。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 温泉施設の指定管理の件でございますけれども、重油価格、これはあさぎり町の石油販売協議会とそれから町のほうで単価契約を設定しております。単価が変動すると、またそこで協議して町の単価として、決定されておりますけれども、社協も単価に基づいて購入されておりますので、この中で単価が安くなったということで差額が出ております。それを全額というのもリスクの分担とか、そういうのもありますので、そういうところ考慮しながら、そのところは社協と協議をしていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 有機センターの件で御質問がありましたので、農業振興課より回答させていただきます。収支決算書につきましては、支出のほうが多くて、収入が不足しているということで、今回27年度につきましては、福岡にあります株式会社新和コンサルタントがその補てんをしているところでございます。それから減価償却費につきましては、ごみ収集関係のトラック関係はまた別の新和コンサルさん

からも持ち込んでおられるというところもありまして、詳細につきまして今手持ちがありませんので、午後からお知らせしたいというふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） 防犯灯、総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 防犯灯についてお答えします。確かに総務文教委員会所管の時に、正直申し上げまして、私も達成したというようなニュアンスの言葉は適当ではないと私も正直思いましたので、その分についてはこの場でちょっと訂正と申しますかさせていただきたいと思っております。私が理解するところは達成云々という表現は、その年度ごとに区長さん方がそれぞれ要望があがってまいります。その分で地区内は地区の持ち出しも含めた中での助成制度という形がされていたいて、それ以外の分はその年度の中で一応処理をしていっている、時々通学路等がまだ工事中であれば、それが終わってからとかいうことで、そういうものについてはその年度あるいは複数2カ年ぐらいの中で、処理をしてきているというのは、またある面事実でございまして、そういう意味で言ったものというふうに思っておりますが、確かに今議員おっしゃいますように、全体の中で達成されてるかっていうと、それはそうではないというところでございまして。今おっしゃいましたように、昔以前からの課題としてあるのは、全体条件でまた通学路の問題とかございまして、そういう整備後とかいうので先送りになってるのも事実でございまして、もう一つは何ですかね、PTA等の中で通学路の中で、これに関しましては安全点検等で防犯灯がまた新しくここがという話も当然出てくるかと思っております。そういった意味ではまだ達成をしてないというのは、全く議員の御指摘のとおりでございまして、先ほど言いました、その達成という言葉について取り消しさせていただきまして、意味合いとしてはすべきと、その単年度ごとの分についてやってはきているという意味での件についての御理解をいただければと思います。前提の話としましてまた当然今後もまだやっていくところがまだ残ってるというのは議員の御指摘のとおりというふうに思っております。以上でございまして。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この有機センターの決算で減価償却費というのは、キャッシュフロー計算からいきますと、現金が実際はされませんですね。それでもこの収支で赤字が出た分に関しては、その本体が支出されるべきなのですかね。それはただ帳簿上だけで実際は、ちょっと計算しますと、大体ペイするぐらいの金額かなと思いましたが、そういうところは何も伺ってはおられないんでしょうね。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） その辺の内容につきましては、ちょっと私も理解していないところなんですけれども、有機センターの業務につきましては、来年度の予定では黒字化にしていきたいということで、現在ホームセンターさんの新規参入のほうへの出荷とかも考えておられますので、そういったところで今年度からは自走できるような、色々委託料をいただきながらやりたいということで伺っているところで、施設関係のところにつきましても、こちらで見ますというところで話を聞いているところでございまして。ちょっと内容的に理解していないところがございまして、そういう回答でお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 生ごみ収集に伴う色々効果というのが先も出ましたが、クリーンプラザに持ち込み等も減りますし、環境問題にも非常によろしくございまして、こういうことが赤字をずっと軽減する努力されて黒字化ということでございまして、そうであれば若干でも処理量とか収集量とか、単価を若干上げてでも企業として魅力ある生ごみ処理堆肥化というふうに、当初は誘導するようなことも少しは考えてこないか、また次年度に黒字が出てこない場合もこの事業が途中で頓挫することはほかにも色々な影響を与えたいと思っておりますが、そこ辺については、よく見きわめて、できるだけもう独立でやっていただくのが理想でございまして、それに至るまではある程度おして、その事業が占めるほかに対する多面

的な効果もございますので、それについては若干でも注意を願いたいと思いますけど、いかがですかね。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 大事な話だと思います。本当に私から見てこの新和コンサルさんが、堆肥センターにとりあえず指定管理で入っていただいたと。非常に町としてもこの施設をどうするかと、非常に難しい時期にあえて福岡からこちらに進出をしていただいています。かつ今は正規の従業員も3名か4名たしか雇用されていると思うんですけど、私も時折電話なりで確認するんですよ、いかがですかと、経営状況。いやいや頑張ってますということで、おっしゃるとおりに、ここ2～3年苦勞されてます、正直言って。そういう苦勞されてた分、この決算の昨年度決算で170万赤字になってますよね。その前年前年も持ち出しは結構あったと見てます。そういう中で、何と言いますかね、この資源回収をして、自分の思うごみリサイクルで、何とかいい肥料作って社会貢献したいと強い思いを持っておられるんですよね。そういうことから、何とか踏ん張っていただいているという状況です。今年になって、昨年ぐらいからだんだんと今まで開発した、目的の肥料ができてきて、かなり売れつつあるということと、さらに営業努力もされております。これびっくりしたんですけど、ふるさと納税のお返しに肥料を載せたら、いくつか売れたということでびっくりしたんですね。あんな重い物かと思ったんですけど。それから先般あるところでも、これを特別に肥料販売されたり、特別にされて頑張っているらしいです。そういう中でありますけど、一定の経営が安定する条件を常に私たちが横で確認し、フォローしていくということが大事だと思いますので、特に28年度の経営状況は今後しっかりとフォローして、その次年度以降安定して事業されることを見きわめていく。できるだけ自力でやっていただくと、どうしてもという場合は、今も色んなダンプカーとか機材は町の一部支援してますんで、そこはある程度バランスと言いますかね、見ながら進めていきたいと思います。慎重にやっていきます。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩をしたいと思いますが、執行部の皆さんにお願いをしておきます。数字を出して説明するときには、なかなか一気に読んでいきますんで、議員側もなかなかメモがうまくとれないことがあります。出せる資料であればそれを出して説明したほうが、議会のほうの理解は得やすいと思うんで、先ほどの町民課長それから商工観光課長、よかったら渡しておいていただくと、議員が分かりやすく皆様方に理解を示していただくとと思いますので、その点をお願いいたします。それではここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時16分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑ありませんか。8番、豊永喜一議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 8番です。貴重な資料を本当にありがとうございました。そのことについて質問をさせていただきます。ごみ袋の販売ということで、27年と26年の決算額がそれぞれ出ておりますが、27年度の販売実績が出ておりますけれども、それから売り上げあたりも26年度に比べて伸びているということでございますが、27年度の販売実績は分かりますでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 26年度実績につきましては、後で報告させていただきたいと思いますが、申しわけございません。

◎議長（山口 和幸君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 枚数について分からないということでございますが、これは、ふるさと振興社の決算状況でも違うかというふうに思いますが売上は上がっているということで、経費のほう26年度と27年度がこういうふうに例えば人件費あたりが26年度は0、27年度は6万6131円かかっているということで、決算のやり方が違うような気がするんですが、その理由等は分かりますか。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 26年度につきましては、身体障害者協議会の分におきまして、そちらに販売委託というような形に委託料でありませんが、委託という形になりましたので、振興社のほうでは経費があったということです。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 豊永議員。

○議員（8番 豊永 喜一君） 人件費については一般質問の中でも答弁していただきましたけれども、昨年の10月から身体障害者協議会のほうからはやってないということで、振興社のほうに人件費がかかったんだろうというふうに推測されますけれども、この状況を見る限り、あくまで決算状況を見る限りですよ、一般質問でもお話をしましたけれども、是非こういったことの経緯も踏まえて、町長は前向きに検討されるという話をされましたけれども、結局は、それだけお金がいつてことはこれを見ても明らかだというふうに思っております。ですからそこら付近の価格の値下げあたりも十分こういったことを踏まえて検討していただくということで、お願いをしたんですが、町長いかがでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） おっしゃるとおり一般質問で既にもう少し精査をしてみますと、お答えしますけど、これは一般質問通りに精査してみます。議員のほかの皆さんもこれを見て26年27年相当内容が違うなど思ってたんですけど、今言ったように販売の形が変わってるんですね。ですから27年も途中から変わってますので、正式には28年から全部受けてしまっておりますので、これで中身はすっきりとした形で来年度の決算では出ると思います。それから一つだけこの場で分かっていることをお伝えしますと、ごみ袋を結ぶ形に変えましたよね。あれで1番この多い大の部分、1円実は単価が1枚上がってます。だから少なくともこの中から、その枚数掛け1円分は値段が上がってということと、少し私も聞いてみたところでは、この6万ぐらいじゃなくて、もう少し経費もかかっているみたいですね。そういうことを含めて、きちっと精査してそれから見て、ほかの町村とのごみの価格とか含めて、町民の皆さんが納得できる内容というものにしていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに、農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 先ほど小見田議員の減価償却費関係なんですけれども、有機センターに問い合わせましたところ、24年10月から有機センターの指定管理となっております。25年1月に有機センターの西側のほうに独自でちょっと堆肥を積む所が手狭になりまして、堆肥舎を整備されて約1,000万ほどで整備されておまして、その分が主にこの減価償却ということになっているそうです。よろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 質疑ありませんか。4番、橋本誠議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 4番橋本です。先ほど総務課長の話で、山平さんですね、山平さんが旧上支所の事務所は6月30日で終了しました。合併記念公園は、平成30年3月31日までは契約はしてありますということだったんですが、それこそ今後、事業をしていく上で町が継承していても、逆にそういう継承させていたんですから、町が変わって行って、一応家賃という形でもらっていくようなことになってますんで、そこらは今後町としてはどういう考え方をしていられるのか。教えて下さい。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 私が簡単に山平さんの取り組み状況ですけど、その旧上庁舎を使っておられましたけど、あそこは何かと狭いこともあって解約ということ、だからそこところは総務課長がやったんですけど、あるいは今年の実は動きでありまして、決算認定とはちょっと場面が違っております。そのところは理解して下さいね。ただそのせっかくですから、少しだけ議員の皆さんにお伝えしておきますけど、実は今、椎茸の生産きくらげ共に物凄く需要が増えてるという状況だそうです。昨日溝口議員から話があったとおりですよ。それで今こちらのほうは榎田のほうで継続してやっていますけど、人員は地元雇用で1名の方で今やっておられます。ただ、何とかこういう事業もあるので、増やしたいという思いを持っておられるということでした。中でもこの付近話があったとおりなんですけど、原木の場合は、非常に時間がかかるんですね、この生産までに。ところが菌床栽培であれば非常にある程度管理ができるということで、菌床栽培を力を入れるべきじゃないかということで、町でされてます。加えてクヌギ、この菌床栽培色んな砕いて使われるんですけど、それにクヌギが入っていると、非常に内容的にはいいということです。ですから、できればと要望がきてるのは、クヌギのそれを菌床栽培の材料で使えるように、砕いて出荷することとしないければ、今相当な需要がありますよっていう話でありました。でもこれもまたよく精査をして、どれぐらいの出荷で市場の要望にありますので、ここは少しこの機会に掘り下げてみようかなと思ってます。そういうことで、今椎茸生産組合とかには木材搬出の方も入っていますので、そういった方にも御相談して少しでもそういったこのチップ化じゃない、素材からできる可能性があれば、また一つの取り組みとして、あさぎり町の150ヘクタールぐらいあるクヌギの今活用ができてませんので、これの活用に向けて進めていければなと思ってます。ですから何とか、かろうじてつながってますけど、これを軸にもう少し次に広げるように頑張っていければなと思って見ているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） 頑張ってもらわばいかんことやし、町もそれに継承してもらったんですから、そこらは十二分にしてもらって、何でもかちゅえば、私が通った時に、あそこはなんか誰もしといやれんごたる感じだったですよ。私も通ったときも、そして周りの人もそうやって言いやるもんですから、実際されておるんだったら構いませんけど、そこらは町も継承させたんだからっていうわけではなく、所々そういうアドバイスできるとこはしていただきたいなと思います。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。10番、皆越てる子議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。平成27年度不用額節約額調査ということでございます。その中で一例をとって質問したいと思います。20ページに商工観光課で23万2,000円の不用額が出ております。昨年度26年度におきましても、不用額が17万4,000円出ております。27年度の当初予算の編成に当たっては、26年度の不用額が出ておりますので、当然27年度の予算についてはお考えになったことかと思っておりますけども、どういう考えで27年度予算編成に当たっていただいて、こういう不用額が出たか御説明お願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 結婚対策委員の任命を行わなかったということで、残が残っておりますが、現在、結婚対策のほうで進めておるやり方といいますのが、もう直接商工観光課ポッポ一館が窓口になっておりますが、そちらでのやり方といいますか、そちらのほうで会員の情報を集めて、会員様にイベントの通知とか直接やるというやり方のほうが効率的ということで、結婚対策委員を任命していない状況です。ただ、このやり方をやめたのかといいますと、まだそこまで結論に至ってないということで、現状では対策委員を活用せずに、商工観光課のほうでやったほうが、よりカップリングと言いますか、マッチングも多く見られるということで、現在そのような状況であります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 反省を交えて、27年度もこうやっていこうかというような予算編成のときに、事前に考えられなかったものかなと思いましたので質問しました。合わせまして28年度の当初予算を見ましたところ、この計上してなかったものですから3年連続の不用額は生じないかなという思いがしましたので、お尋ねしたわけです。

◎議長（山口 和幸君） 答弁、副町長。

●副町長（小松 英一君） お答えをさせていただきます。議員がおっしゃるように、あるいは監査委員の意見書にも繰越額が多額になっている、このことについては検証すべきだと、行政サービスの低下につながらないようにという御指摘もいただいているところです。私も、この予算編成については、最終的な補正予算の段階で、不要なものについては、早期に減額すべきは減額すると、そして予算執行上、留保財源が大きく膨らむのであれば、それは基金のほうに積むなり、あるいはほかの償還財源に充てるとか、そういうふうには有効な手だてをしていくように改めていきたいと思います。そのことがまず1点でございます。それとスケジュール的なもので当初予算に対して御理解いただきたいのは、御承知のとおり12月には翌年度の当初予算の原案を提出いたします。そして3月の議会で議決いただくわけですが、決算につきましては、まだまだその時点で不透明な部分もありましたものですから、このような大きな不用額が出てくるということでございますけれども、最初に言いましたように、補正予算で減額という手だてもございます。そのことについては、私どもも十分今後改めて、そして予算の提出時には、そういうきちんとした検証といいますか、前年度の事業実績等も含めたところで、当初予算に反映させていきたいというふうに改めさせていただきます。どうかその点を御理解いただければと思います。

◎議長（山口 和幸君） 質疑ありませんか。14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 総務課から町有林の賃貸契約の一覧を出していただきましたが、ずっと見てみました時に、これは例えば、福祉施設は東免田は元の町有地を売却して福祉センター、立地をされましたですね。しかしながら、上の場合は無償なんですよね。平米2,500坪がありますね。これ面積、これは無償です。これについては合併前の問題が絡むから、なかなか難しい面もあるかと思うんですが、そういう契約期間がまだ残ってますから、これを更新する場合、公平公正を保たないかんと思うんですね。利益を福祉だからと言っても、利益を生んでおられるところでもありますから、一方、向こうは町有地をわざわざ買ってやっていただく。こっちは無償っていうと公平じゃないと思います。そういったことを考えて精査をして次の契約更新の場合は、その辺をしっかりと売却買ってもらうなら買ってもらうというような形を進めるべきではないかなと私は思いますけどもね。それとこういった24番あたりについては、もう当然優良一等地です。ここについては、価格が妥当なのかどうか、非常に安い金額で貸しておられるなと思って思うんですけれども、貸し付けの場合は一回貸したら借りた者が権利が大きくなるわけですね。ですから前回は申し上げましたけれども、こういったところは事業借地権あたりをしっかりと結ばないとああいいうところが、もしものことがあって、建物だけあって使わないってなると、非常にこれは迷惑する状況に陥りますんで、しっかりと契約の内容は私はこの物件それぞれ見てなおされた方がいいんじゃないかと、見直しをされたほうが、私は思うんですけれども、そのあたりどうですか。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） はい、まず1点目、老人福祉施設につきまして、これ一つの例として、今御指摘をいただきました。ここにありますように、平成9年ということで当時の上村でこの福祉施設を招致と言いますか、この場所を選定しておいでいただいたという経緯は、議員も御承知かと思います。その時もそうだったと思うんですけど、合併してからは様々に今度は用地を取得していただいてということで、お勧めをし

ておりますので、その需要がまた大きくなってきたんだらうというふうに思います。そこまで初期投資をしてということでございますので、そこら辺については時世における判断ということですので、今度の契約更新の際には、再度双方の協議というものが必要になってまいります。その場面で現在の状況等については、お話をし、相手方との協議ができるものが見出せるように、その協議というものは当然前提として、行うべきだらうというふうに考えております。その点につきまして、ほかの案件も福祉施設に限らずその公平性ということでございますが、そのことにつきましては、この契約状況あるいは財産管理上の今後見直していくべき課題等について、今、台帳整備をしておりますので、今後資産として運用していくのか、あるいは売り払って、処分可能な財産になるのか、そういったことも含めて、多面的に検討をするように総務課のほうに指示をしていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） そのようにお願いしたいと思っております。それともう1点携帯電話の基地局ですが、何塔建てるかちょっとわかりませんが、私が財産区を調べるときに、基地局、年間10万だそうです。あるところは、基地局が財産区に10基あって100万、非常にありがたい収入だという話をされておられました。そういうことで、あさぎりは基地局はないんでしょうかね。ないんじゃないと思うんですね、あそこにも運動会のところにも建ってますから。どれくらいの契約でなされとつとですか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 申し訳ございません、数はちょっと正確には把握できておりません。先ほどお配りをしました表で最後の3ページ目の1番下のほうにあさぎり町全域というのが1番下に総合計があります。その上にあさぎり町でその上に123万というのがあるかと思いますが、これが主に高压の送電線等なんです。これに基地局まで入ってるかどうかの確認がちょっと私今とれないんですけれども、そういうことで事実基地局、町有地で基地局設置の貸付を行ってるところもございまして。ただ私が理解しているのは大多数は民有地が見た限り多いような気がしておりますが、町有地内での携帯電話の基地局の数はちょっと私の方では把握できておりません。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 金額単価ということでございますか。通常のと申しますか、その土地の貸付額ということになるかと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長、評価額に何%と答えたがよかとじゃなかと。副町長。

●副町長（小松 英一君） 基地局はこの明細のほうではうたっておりませんので、調べてまた後でも御報告いたしますが、この高架の下であったりとか、あるいは電柱につきましては、民地も同様でございますけれども、電力会社との交渉事でございます。電力会社から示された単価をもって、貸し付けるというふうなことが基本というふうになっております。この効果の場合単価が幾らかっていうところまでは、ちょっと手元に資料がございませんが、算出根拠としては通常の土地に対する評価額の何%ということではなくて、相手方から示された金額をもってそれが妥当かということで、契約を進めている。そういうことがこれまでの経緯でございます。NTTの場合には今度はいわゆる道路の用地買収等にかかりますときに、その買収をするその電柱があった場合に移転をしていただきます。その経費をどちらが持つかということで、これまでは電力会社、NTTで、その手法が異なっておりましたが、その場合、例えば電力会社の場合は、うちが道路改良しますので電柱移転をお願いしますという依頼をしたときに、じゃ無償でやります。電力会社の経費で移転をいたします。そのかわり、土地の賃借料は無料でさせていただきますというふうな、そういう契約も過去にはございましたので、その点を含めて、もう少しこの鉄塔の契約の内容については、詳細を調べましてから、後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今、副町長のほうから相手方との協議の中で相手が示した金額という話ですが、県は明確に定めているんですよね。電柱にしても基地局にしても、このように書いてあります。行政財産でも普通財産であっても、使用料の額及びその徴収に関する事項は条例で定める。財産条例第7条によって使用料を規定しております。そして、この電柱についてもこの電気通信事業法施行令別表第1表、第1の2山林以外の土地の表の種類にぞくに掲げる物件、そういったことについても、ここにずらずら書いてあります。町も相手方の言い分も確かに聞かないかんでしょうけれども、しかし相手は安かろうがよかわけですからね。しかし町は町民の財産を貸すわけですから、しっかりとした計算基礎というものをつくり上げて、相手と交渉するぐらい私はなかないかとじゃないかなと。そして少しでも高い料金で使ってもらおう。本当に財産区調べたら、年間10万でしたよ、1基。だから相当高い収入につながるわけですから、もう少しこの辺を精査をしていただいて、例えば、前から言うんですけれども、こういった財産の貸し付けや何でも一つの手続ルールっていうのは、つくられとった方がいいんじゃないかと思う、誰が担当が代わろうと、こういったことでいきますよ、これができとったら仕事しやすいだろうと思うんですけれども、できませんですかね、そういうのは、いかがですか。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） もう今おっしゃったとおり私が先ほど答弁いたしました趣旨は、そのようなことでございます。まず財産管理台帳を今年度整備するというところで、議員の皆様方にはお示しをしております。そのことによって財産をどう今後管理していくのか。方針というものも当然まずは定めるわけですね。その中で、行政財産の使用許可あるいは普通財産の賃貸借使用貸借それぞれに必要なものについてはどのような手続で行っていくのか、そこら辺はルール化しないと、この前はっていう特別な注釈をつけてしまうと、非常に公平性を欠くようなことになりかねませんので、その点については最初に申し上げましたとおり、今後の財産台帳の整備後に、この使用関係につきましても、再度検証をして、そして内容の見直し等が必要であれば、それも進めていくということで行わせていきたいと思っております。それと先ほどおっしゃいました、県あるいはほかの財産区において、収入されている、そのような町として財産を言えば活用するという、その考え方につきましては、私どももその無償でやるのが全ていいとはもちろん言えませんし、町民からの皆さんから負託を受けて財産を管理してるわけですから、有効な活用というものについては、きちんとこれからも、守っていくといえますか、その方向で考えていきたいというふうに思いを持っております。以上でございます

◎議長（山口 和幸君） 副町長、財産の貸し付け規則等々ってあつてはいいですね、町は、このあたりを基準にしていきよるわけだから、説明しなつたほうがよかとじゃなかですかね、全くそれがないわけじゃなかとだけん。

●副町長（小松 英一君） 今、町の行政執行の中では、財産管理につきましての規則ももちろんございまして、会計規則等と町のほうの規則に基づいて、今管理も行っているわけでございます。言いましたように、そこら辺につきまして、今後どういうふうにするのか、そのことが今1番私たちが必要とされている財産管理上の、まずはとっかかりの部分でございますので、そのような規則等おきましても、今後精査をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。3番、加賀山瑞津子議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番です。34ページ、15地域情報通信基盤整備推進事業の中の13番委託料についてに関わるところですが、光ファイバー設備保守委託料、光ファイバーケーブル移設委託料ということで600万ほど上がっております。何回か同僚議員そして私のほうも、この光ファイバーにつ

いてほかの電力会社っていうか、通信のところもあるんですが、あさぎり町は使い勝手が悪い点があるということで質問してまいりました。また18ページの財産収入であさぎりが使ってる光ファイバーを利用された方の収入とかで2,352万ということで収入が上がってきてるんですが、今回は決算ということですが、将来的なところで大幅なまた改修っていうか、っていうのもお話もあっているようですが、将来的なところも含めたところで、このまま町はこの通信会社1本で進めていかれるのかっていうのも含めて、もしかするとその他を使った場合に、この金額的な部分がどう変わるかっていう、そういう見積もり、そういう試算っていうのをされてるのかなということでお伺いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 光ファイバー関係ですけれども、これについては今現在委託をしている会社と契約しながらこの光ファイバー関係の委託をしているところです。先ほど収入というふうなことで2,300万ほどというふうな話がございましたけれども、これについては契約をしている相手方からのIUR契約ですかね、そういったことでその委託契約してる会社のほうからその使用料としていただいている光ファイバー施設のものです。今後この光ファイバーについてどうするかというふうな話なんですけれども、これについては、町長の答弁の中であつたかというふうに思いますけれども、今後色々な面で検討していきたいということであつたというふうに思います。今現在それをやってるかという、まだそこまでは至ってない状況でして、数年、いつですかね、何年後にはこの光ファイバーケーブルについては改修等が出てきますので、そういったこともありますので、今後どうするかというのは検討を行っていききたいというふうに思っています。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 今使ってらっしゃる光ファイバーを、町で導入されるときは、まだ今ほど皆さんがこういうネットワークっていうのに余り関心がなかったっていうか、これほどまで一人一人使うようになることはなかったと思うんですが、そのころに取り入れられてる方はちょっと町の補助があつたような記憶があるんですが、もう現在、工事するのに五、六万かかるっていう形で、なかなか取り組むのが難しい状況です。ただ本当に前回はWi-Fiについてとか、ちょっと御相談というか要望的なことも申し上げましたが、ネットワークシステムに関しては色々な情報もう今小学生レベルから入ってきてる世の中になっております。我が家のすぐ50メートル先ぐらいにはもう別回線の光ファイバーがあるにもかかわらず、我が家にはないという、非常にそういうところがたくさんあると思いますし、先ほど課長言われましたが、多分平成30年ぐらいのところで、大きな予算で以前説明があつたような気がいたしますが、もうあと何年かしかありませんので、そういうところでの前向きな検討っていうのも、今まで行くなら行くなり何か使いやすさの考え方とか、そうでなければちょっと検討してみるっていうのも、是非前向きに御検討いただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 今言われたとおり、今後その検証を行っていききたいというふうに思いますし、住民の方によりよく利用していただくためにも、今後色々な方面で検討させていただきたいというふうに思います。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第1号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。先ほどお配りしました、この資料は事務局から回収いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程の前に、商工観光課長より認定第1号の追加答弁があるそうですので許可いたします。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 午前中に、26年度のごみ袋の販売実績をという御質問がございましたので、口頭で報告させていただきます。可燃ごみ袋大4万7千1,500枚、不燃ごみ大3万8,000枚、可燃ごみ袋中2万5,000枚、不燃ごみ袋中4,000枚、以上です。

日程第2 認定第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、認定第2号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第2号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、認定第3号、平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第3号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、認定第4号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第4号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定をしました。

日程第5 認定第5号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、認定第5号、平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第5号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、認定第6号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第6号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、認定第7号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第7号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第8 認定第8号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、認定第8号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第8号を採決します。本案は原案のとおり決定すること及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9 議案第22号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第22号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第22号を採決します。本案は原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、原案可決及び認定することに決定しました。

日程第10 認定第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、認定第9号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第9号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第11 認定第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、認定第10号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんので、これから総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） これから認定第10号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） ここで全員協議会開催のために暫時休憩いたします。

休憩 午後1時38分

再開 午後2時20分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第12 報告第10号～日程第13 報告第11号

◎議長（山口 和幸君） 日程第12、報告第10号、平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてと、日程第13、報告第11号、平成27年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてまでを関連がありますので一括議題といたします。執行部の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第10号、平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率を、あさぎり町監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書をつけて、次のおり提出します。報告第11号、平成27年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく公営企業資金不足比率を、あさぎり町監査委員の公営企業資金不足比率審査意見書をつけて、次のおり提出します。以上2件につきまして、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは報告第10号とそれから報告第11号について報告をさせていただきます。まず最初に報告第10号ですが、これについては先ほどございました地方公共団体の財政の健全

化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、報告をするようになっておりまして、中身ですが、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわす財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、四つの財政指標を健全化判断比率と定めて、地方公共団体は毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表しなければならないとなっております。その四つの指標についてなんですが、実質赤字比率、これにつきましては、1番最後のほうのページを見ていただきたいというふうに思いますけれども、この下のほうの表で、説明させていただきたいと思えます。まず実質赤字比率ですが、これは地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表しております。それで限度といいますか、早期健全化基準というのがございまして、本町は14.05となっております。これについてですがこれは財政再生基準ということで財政規模を確保する上で、事実上の規範として定着している旧債権法の起債制限の基準は市町村は20%となっておりますが、これを用いまして早期健全化基準は、従前の地方債協議許可制度における許可制移行基準、市町村は2.5%から10%と、それと財政再生基準、先ほど申しました市町村は20%となっておりますけれども、この中間値をとりまして、市町村は11.25%から15%の範囲内でそれぞれの市町村の財政規模に応じまして早期健全化基準が設けられております。本町におきましては14.05となっております、実質赤字比率につきましては本町は赤字がございませんでしたので、数値としては上がってきておりません。それから次の連結実質赤字比率ですけれども、これにつきましては全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表しております。この早期健全化基準、ここに19.05と書いてありますけれども、これにつきましては実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村は財政規模に応じて16.25%から20%の範囲でこの基準を決めるということになっておりまして、本町は19.05となっております。連結実質赤字比率につきましても、本町の場合赤字は出ておりませんので、数値は上がってきておりません。続きまして実質公債費比率です。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率というふうになっておりまして、これは早期健全化基準としましては25%という基準がございまして、本町の場合は11%ということですので、この基準内に入っております。それから将来負担比率ですが、早期健全化基準が市町村の場合は350%というふうに決められております。これにつきましては、将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数等を勘案した上で決められている数値ということで350%となっております。本町の場合は36.2%ということでこの範囲内に入っているところです。それから続きまして報告11号のほうですけれども、これにつきましては、資金不足比率ということで出ておりますけれども、これも最後のほう見ていただきたいというふうに思いますけれども、この経営健全化基準というのがございまして、これは20%の範囲内ということになっております。事業名としまして水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計それから下水道事業特別会計というのがございまして、計算方法としては資金不足分を事業の規模で割ったものというふうになっておりますが、本町の場合赤字が出ておりませんので、この数字が上がってこないというふうになっております。以上、報告にかえさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号及び11号を終わります。

日程第14 報告第12号

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、報告第12号、平成27年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第12号、平成27年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告

について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成27年度有限会社あさぎり町ふるさと振興社の経営状況の報告について、別紙のとおり提出いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） それでは、ふるさと振興社の決算報告をしたいと思います。お手元の資料の2ページをお開きください。まず貸借対照表、貸借対照表につきましては、平成28年3月31日時点の会社の財政状態を表した報告書であります。左側に資産、右側に負債と純資産を記載しております。まず資産の部ですけれども、流動資産の合計が1,652万6,613円、この流動資産につきましては、決算日の翌日から1年以内に現金化あるいは費用化する資産であります。詳細につきましてはその下に記載しております。続きまして固定資産290万飛び4,933円。固定資産につきましては販売目的ではなく、継続的に会社で使用することを目的とする財産のことを言います。詳細につきましてはその下に記載しております。無形固定資産につきましては0です。投資その他資産につきまして、これにつきましては水道加入金等で3万4,000です。資産の部の合計といたしまして1,943万1,546円です。続きまして右側の負債の部の流動負債1,069万8,578円、この流動負債につきましては、決算の日の翌日から1年以内で現金で支払われる予定の負債ということになります。詳細につきましては下に記載しております。固定負債につきましては0、負債の部の合計が1,069万8,578円です。続きまして純資産の部です。資本金が900万となっておりますが、利益剰余金につきまして26万7,032円がマイナスとなっております。それを相殺しまして純資産の合計が873万2,968円ということになります。それで負債・純資産の合計が1,943万1,546円となります。なお利益剰余金につきましては、企業活動において得た利益のうち分配せずに社内に留保している額ということで、これが低かったり赤字だったりすれば利益で蓄積されたものがなくなったことということであらわしまして、厳しい経営状況であることが判断されます。続きまして3ページです。損益計算書、損益計算書につきましては会計期間、要するに27年4月1日から28年3月31日までの期間にどれだけ利益を上げたかという報告書です。1番右側の欄だけ説明させていただきます。売上高5,787万853円。そして売上原価4,822万4,591円。差し引きの売上総利益、粗利といいますが、964万6,262円です。そしてその下の販売費及び一般管理費が3,492万7,359円で、売上総利益を差し引きますと、2,528万1,097円が営業損失となります。そして営業外収入としまして、これは町の補助金、委託料、利息などが雑入ということで計算されます。その雑収入が2,941万6,048円。営業外費用が7万800円。営業外費用といいますがそれは支払い利息であります。以上、経常利益が406万4,151円となります。そしてへ固定資産除却損につきましては、軽のバンを廃車したため残存価格1円ということで計上されております。税引前当期純利益が406万4,150円。そして法人税及び住民税につきまして54万4,300円を差し引きますと、当期純利益が351万9,850円となります。4ページをお開きください。株主資本等変動計算書とありますが、これにつきましては2ページの純資産の部に当てはまりますが、利益剰余金という欄がありますけれども、マイナス378万6,882円とあります。これが昨年の利益剰余金、要するに繰越利益剰余金でありました。それで先ほど純利益が351万9,850円ありましたので、それを充てたという形になりまして、2ページに戻りますと純資産の部で利益剰余金のところで26万7,032円がマイナスということで、若干経営状況は改善されたというふうに判断しております。5ページに部門別に分けた決算書をつけておりますが、午前中に、ごみ袋販売決算状況というのをお配りしましたけれども、落書きじゃないかと勘違いされたかと思いますが、①②③とごみ袋販売決算状況をつけておりますが、①②というのが、この1番左側の①売上②期首棚卸というところに当てはまっています。なお税務会計上は1番左側、会社全体のみ申告となっておりますが、これを部門別に分けます

と本社、営業販売・ごみ袋、物産館、ネット販売、豆乳加工場、販路開拓というふうにわかりやすいようにあげてあります。ごみ袋につきましては営業販売ごみ袋の中に数値としては入っております。以上ですけれども、報告終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。5番、久保尚人議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番久保です。説明いただいた中で、午前中にもお話しした時に、営業販売ごみ袋それに今回の場合は、ふるさと納税の分の委託金というのが一つの項目に入っております。今回の決算としてはいい決算の数字が出てますけれども、この300万ほどの利益というのが、ほぼふるさと納税の部分、それからごみ袋の部分というのが非常に大きいです。この辺は、こういう言い方がいいのかどうか分からないんですけども、形を変えた補助金のような形だと思うんですよ。ですんで本来であれば、この辺の数字以外のところで、是非利益を出していただかないとならない事業だと思います。それを目指していただくのと、あとこの場合、販路開拓の部分というのは、広域の部分と捉えていますんで、ここは別個と考えていいと思うんですけども、実際に利益を上げる部分に関しては、補助金なり委託金なりを除いたところで是非利益を上げるように努力していただきたいと思っております。町長、お願いします。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 御指摘のとおりと思っております。いずれにしても、この振興社の役割というのが、何とかその町で一生懸命色んな商品を開発して販売につなげようと努力されてる方をサポートしているということが主な事業となっておりますよね。ですから、そういった方の商品が売れていきまして、そこで利益が上がっていくのが本来の姿でありますけど、まだまだそこまで色んな商品が育ってない売れてないという状況であります。しかしながら一方で、少し変則的な状況でありますけど、まずはこのふるさと振興社の年間収支をとりあえず、何とか収支とんとんまで持っていくということについては、まずそこまでやってことということで、今こういう取り組みをしているところであります。今久保議員が言われたところが本来の姿でありますので、それに向けて、今後取り組んでいくということだと思います。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） この決算書あたりを見てても、これを見た方が何か頑張っている利益が出始めたなと思われる方と、よく見ると、そういうふうにあるところなかなか厳しい部分とありますんで、これどなたが見ても客観的に判断できるような資料にさせていただくというのも大事だと思いますので、今後そのようにお願いします。またこの経営の方に関して担当される方々、一丸となってやっていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 答弁要りますか。いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第12号を終わります。

日程第15 報告第13号

◎議長（山口 和幸君） 日程第15号、報告第13号、専決処分した工事請負契約についての決議を一部変更することの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第13号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは裏面をお願いいたします。専決第11号、専決処分書。地方

自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成28年8月8日付け、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、平成28年1月14日に議会の議決を経た「芋八重橋架け替え工事請負契約の締結について」の一部を次のとおり変更する。1 変更する事項、契約金額、既決の金額5,038万2,000円、変更する金額5,074万4,588円、増額の36万2,588円です。変更の理由でございますが、一つ目としていたしまして、水替え工において、掘削時の伏流水排出のため、水中ポンプの設置を追加いたしました。2点目としていたしまして、発生土について、当初計画していた工事箇所側の仮置き場では、林業作業車両の通行に支障を来したため、仮置き場の変更を行い、運搬費が追加したためでございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第13号を終わります。

日程第16 報告第14号

◎議長（山口 和幸君） 日程第16、報告第14号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第14号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により規定により報告する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 報告第14号、専決処分した和解及び損害賠償額の額を定めることの報告について、説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、専決第10号、専決処分書、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分をする。平成28年7月20日、和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとする。1 相手方、これは記述のとおりでございます。2 事故の概要、以下につきましては、最後のページに説明資料を付けておりますのでそちらのほうで説明をさせていただきます。事故の発生状況につきましては、平成28年6月24日午前2時20分頃、相手が運転されておりました車が国道219号、中央タクシー前付近でございますが、走行中に道路中央線付近に設置してあります水道仕切弁の鉄蓋が外れており、仕切弁上を通過した際に車両右側前後輪を破損したものでございます。事故の原因としましては、水道仕切弁の鉄蓋が外れていたため、鉄蓋が外れておりました原因につきましては確定できておりません。事故の損害額につきましては、相手方の車両修理額3万888円でございます。事故の責任割合は町が100%となっております。損害賠償額は車両の修理額3万888円、損害賠償金の補てんにつきましては町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。和解事項としまして、町は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。町の事後の対策でございますが、水道仕切弁鉄蓋を再度設置しまして、がたつきもなく正常に設置されたことを確認しております。さらに再発防止策として、仕切弁全体をアスファルト舗装で被覆し飛散しないようにしておるところでございます。以上で報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第14号を終わります。

日程第17 報告第15号

◎議長（山口 和幸君） 日程第17、報告第15号、権利の放棄についてを議題とします。執行部からの報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第15号、権利の放棄について、次のとおり権利を放棄したいので報告いたします。提案理由を申し上げます。権利の放棄について、あさぎり町債権管理条例（平成27年あさぎり町条例第1号）第8条の規定により、議会に報告をする必要があるためでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 報告第15号、権利の放棄について説明をさせていただきます。まず権利の内容ですが、上水道料金及び簡易水道料金債権でございます。放棄の債権の額等につきましては、まず件数が4件、個人2件法人2件でございます。債権額としまして11万2,270円、放棄の理由としましては、居所不明等の理由により、債権回収が著しく困難であり徴収が不能であったためでございます。放棄の時期としましては、各案件放棄決裁の日に行っております。以上、報告を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

日程第18 発議第7号

◎議長（山口 和幸君） 日程第18、発議第7号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。永井総務文教委員長。

◎総務文教委員長（永井 英治君） 発議第7号、青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るため、国・地方公共団体・事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的・体系的な法整備が必要なため。裏面に意見書がございますが、説明は省略させていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成28年度あさぎり町議

会第3回会議を閉会します。

●議会議務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午後2時54分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 口 和 幸

署名議員 久 保 尚 人

署名議員 小 出 高 明